令和７年度（２０２５年度）熊本県「心の輪を広げる体験作文」

及び「障害者週間のポスター」募集要領

１　目的

　本要領は、「心の輪を広げる障害者理解促進事業実施要領（令和３年３月１１日付け内閣府特命担当大臣決定）」に基づき実施する「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」の募集と併せて、本県が独自に行う表彰等について定める。

２　主催

内閣府及び熊本県

３　募集テーマ

（１）心の輪を広げる体験作文

出会い、ふれあい、心の輪

－障がいのある人とない人との心のふれあい体験を広げよう－

（２）障害者週間のポスター

障がいの有無にかかわらず誰もが能力を発揮して安全に安心して生活できる社会の実現

４　応募資格

（１）心の輪を広げる体験作文

小学生以上（特別支援学校の小学部、中学部及び高等部の児童生徒を含む。居住地が熊本市以外の方。ただし、児童生徒については、学校所在地が熊本市以外の方。）

（２）障害者週間のポスター

小学生及び中学生（特別支援学校の小学部及び中学部の児童生徒を含む。学校所在地が熊本市以外の方。）

５　募集の方法

（１）心の輪を広げる体験作文

　　①　募集は、小学生、中学生、高校生、一般の４部門に区分して行う。

作文の題名（タイトル）は自由とし、内容は、障がいのある人とない人との

心のふれあいの体験をつづったものとする。

なお、応募作品は未発表のもの１編に限る。他者の作品や他の公表物等の流用や模倣、盗用、不適切な引用等（生成ＡＩの使用を含む）を行わないこと。

　　②　１編当たりの制限字数は、小学生及び中学生は８００字から１，６００字程度（４００字詰め原稿用紙２枚から４枚程度）、高校生及び一般は１，６００字から２，４００字程度（４００字詰め原稿用紙４枚から６枚程度）とする。

③　用紙は、原則として横向き・縦書き（４００字詰め原稿用紙など）、大きさは、Ｂ４判又はＡ４判とする。

④　パソコン等の電子機器による作成も可とする。この場合、用紙は③に準ずるものとする。

⑤　第三者が知的財産権を保有する著作物を使用しないこと。推薦後に使用が発覚した場合、内閣府及び熊本県は推薦の受付を取り消す。この場合において、応募又は推薦における知的財産権の問題が生じたときは、応募者において処理することとし、内閣府及び熊本県はその責任を負わない。

　　⑥　題名（フリガナ）、作者氏名（フリガナ）、生年月日（年齢）、住所、電話・ＦＡＸ番号、学校名（学年）又は職業、障がいの有無、その他参考となる事項を記した作品応募票「別紙１－１」を応募作品に添付すること。

（２）障害者週間のポスター

　　①　募集は、小学生、中学生の２部門に区分して行う。

　　　　作品の題名（タイトル）は自由とし、内容は、障がいのある人に対する理解促進に資するものであり、障がいのある人とない人の間の相互理解・交流等を促進するものとする。

なお、応募作品は、未発表のもの１点に限る。他者の作品や他の公表物等の流用や模倣、盗用、不適切な引用等（生成ＡＩの使用を含む）を行わないこと。

　　②　応募作品は、造形的表現で訴えるものとし、標語それに類する文字は入れないこと。

　　③　規格は、画用紙のＢ３判（横３６４ｍｍ×縦５１５ｍｍ）又はいわゆる四つ切り（横３８２ｍｍ×縦５４２ｍｍ）を使用し、これに満たない作品は、Ｂ３判又は四つ切りの大きさの台紙に貼付すること。

　彩色画材は自由とする。なお、内閣府が「障害者週間のポスター」を作成する際のレイアウトの都合上、作品は縦位置（縦長）のみとする。

④　第三者が知的財産権を保有する著作物を使用しないこと。推薦後に使用が発覚した場合、内閣府及び熊本県は推薦の受付を取り消す。この場合において、応募又は推薦における知的財産権の問題が生じたときは、応募者において処理することとし、内閣府及び熊本県はその責任を負わない。

⑤ 題名（フリガナ）、作品で表現したかった内容、氏名（フリガナ）、生年月日（年齢）、住所、電話・ＦＡＸ番号、学校名、障がいの有無、その他参考となる事項を書いた作品応募票「別紙１－２」を応募作品に添付すること。

　　⑦　例年、②、③のとおり「標語それに類する文字は入れないこと」、「縦位置（縦長）のみ」が守られず、選考対象にできない作品があるので、規定を遵守すること。

　※　学校･団体等で一括応募する場合

　　　作文、ポスターとも、応募用紙「別紙２」に、学校(団体)名、学校（団体）住所、学校（団体）の電話・ＦＡＸ番号、取りまとめ担当者名など必要事項を記載して添付すること。

　　（別紙１～２は、県障がい者支援課のＨＰに掲載。）

６　選定方法及び表彰

　　応募作品は、熊本県において審査し、作文、ポスターとも、部門毎に最優秀作品（１点）、優秀作品（２点）を選定のうえ、入賞者に対して県知事からの賞状と賞状入れを贈呈する。なお、作文、ポスターの各部門の最優秀作品については、全国選考に推薦する。

　審査結果は、学校等を経由して通知する。

　受賞者については、くまもとハートウィーク開催事業等で表彰する。また、ハートウィーク実行委員会から副賞（最優秀作品：５千円図書券、優秀作品：３千円図書券）を贈呈し、応募者全員に参加賞を配付する。

７　募集期間

　　７月１日（火）から９月４日（木）まで

※期限までに到着したものが対象です。

８　応募先

　熊本県庁　健康福祉部　障がい者支援課　社会参加班

　　（居住地が熊本市以外の方。ただし、児童生徒は、学校所在地が熊本市以外の方。）

９　その他

　本要領に定めの無い事項については、「心の輪を広げる障害者理解促進事業実施要領（令和３年３月１１日付け内閣府特命担当大臣決定）」によるほか、その他必要な事項は、別に定めるものとする。

附　則

　この要領は、令和７年（２０２５年）６月１２日から施行する。